

広島大学学術情報リポジトリ  
Hiroshima University Institutional Repository

Title	仁治度厳島神社朝座屋の復元考察 〈論説〉
Author(s)	山口, 佳巳
Citation	芸備地方史研究 , 275-276 : 1 - 22
Issue Date	2011-04-28
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00048996">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00048996</a>
Right	
Relation	



## 仁治度嚴島神社朝座屋の復元考察

山口 佳 巳

## 一 緒言

嚴島神社は、瀬戸内海に浮かぶ宮島に鎮座する安芸国一宮である。仁安三年（一一六八）頃、平清盛により社殿を一新する大造営が行われ、現在の原型が整えられた。本稿で扱う朝座屋は、数度の再建を経ながらも仁安度より現在まで存続してきた重要な社殿である。

仁安度の朝座屋については、間面記法<sup>①</sup>によるおおよその規模を知りうるのみであるが、二度の火災後の再建となる仁治度の朝座屋については、材木注文により規模から構造形式まで、具体的に復元考察することが可能である。仁治度の構造形式に関して、福山敏男博士が「嚴島神社の社殿」の中で言及しているが、考察に使用した史料が完全な形ではなかったため、復元図を作成するには至っていない。

本稿では、暦仁二年（一一三九）の「伊都岐島社未造分屋材木等注進状」（以下、「暦仁材木注進状」とする）を用いて、改めて仁治度朝座屋の詳細な復元考察を行い、その建築的特色を明らかにしたい。また、後世の再建になる現在の朝座屋が、仁治度の構造形式をどの程度踏襲するものかについても検証することにした。

なお、本稿の内容の一部は、中国四国歴史学地理学協会大会にて口頭発表済みである。

## 二 朝座屋の沿革

平清盛造営時の社殿を規模とともに列記した仁安三年の「伊都岐島社主佐伯景弘解」に、「八間一面同（檜皮葺朝座屋一字）とあるのが、朝座屋の初見である。ここに、「八間一面」と記されていることにより、桁行八間・梁間二間の身

舎の平側もしくは妻側に一間通りの庇を付した平面が想定される。そして、「伊都岐島社千僧供養日記」によれば、安元二年(一一七六)に千僧供養が行われた際の行道において、「移北廊、朝座屋前之庭下(天)」「(一)内は割註、以下同じ」とあり、朝座屋が「北廊」すなわち現在の東廻廊に付属していたことは明らかである。また、現在まで存続してきたことを踏まえると、現在と同じ位置である東廻廊の屈曲部にあったとしてよいであろう。

建永二年(一一〇七)と貞応二年(一一二二)の二度にわたる火災の後、朝座屋に関しては、暦仁二年正月に材木が注文され、仁治元年(一一四〇)十月には完成した。詳しくは後述するが、この時の規模は桁行七間・梁間二間の身舎の正面と背面に一間通りの庇を付した「七間二面」であり、仁安度のもとは異なる。

その後、慶安元年(一六四八)の「大宮及諸堂社明細建立図」に桁行八間・梁間四間の図(図1参照)が描かれている。西端一間の柱間を若干広くとる、七間三面の平面とする。また、「桁行拾壹間式尺、梁行四間四尺」という書き込みがあり、一間を六尺五寸で換算すると桁行七丈三尺五寸・梁間三丈となる。現在は桁行八間(六丈四尺)・梁間四間(三丈)であるので、桁行に九尺五寸の差異があることになる。現在の朝座屋は、江戸時代前期に建立されたものとして重要文化財に指定されている。現状と古文書との不一致の理由は明確にはし難いが、古文書の誤記もしくは慶安元年以後に改変されたこと

によるものであろう。いずれにしても、仁治度の規模をそのまま踏襲したものではない。なお、天保十三年(一八四二)の『芸州厳島図会』等には、現状と同様に西側を入母屋造とする朝座屋が描かれている(図2参照)。

なお、仁安造営以来、朝座屋の背面(南面)には朝座侍屋が付属していた。その初見は、朝座屋と同様に「伊都岐島社神主佐伯景弘解」に求められ、朝座屋に続けて「五間一面同(檜皮葺)侍屋一字」と記されている。二度の火災後、仁治二年(一一四一)四月から寛元元年(一一四三)十一月の間に再建された。「暦仁材木注進状」によれば、略式の意匠が見られる極めて格式の低い社殿であったことが分かる。その後、江戸時代を通じて、朝座屋の背面に付属していたことが絵図等(図1・2)により確認されるが、近代になって廃絶した。

### 三 現在の朝座屋の形式

現在の朝座屋(図3、6参照)は、桁行八間(六丈四尺)・梁間四間(三丈)である。桁行七間・梁間二間を身舎とし、その三面(北面・南面・西面)に一間通りの庇を付しており、間面記法で表すと七間三面となる。北を正面とし、東面は切妻造、西面は入母屋造で屋根は檜皮葺とする。

総円柱で、礎石建とする。身舎の棟通りの柱は、東の妻面にのみ立て、それ以外は省略する。柱には、縁長押と内法長

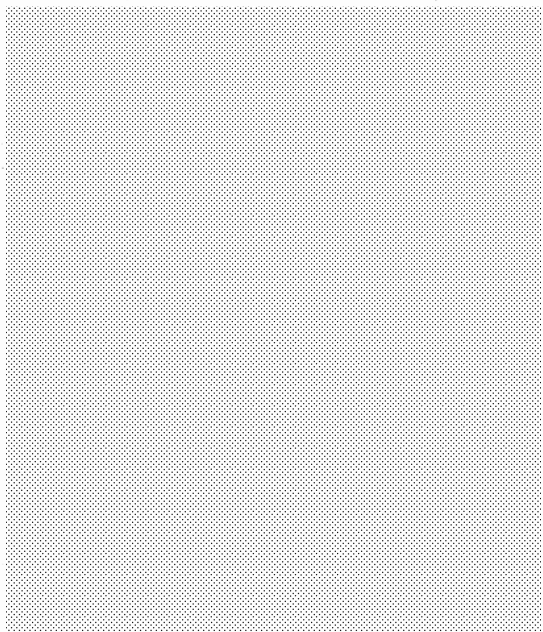


図1 「大宮及諸堂社明細建立図」に見える朝座屋の図

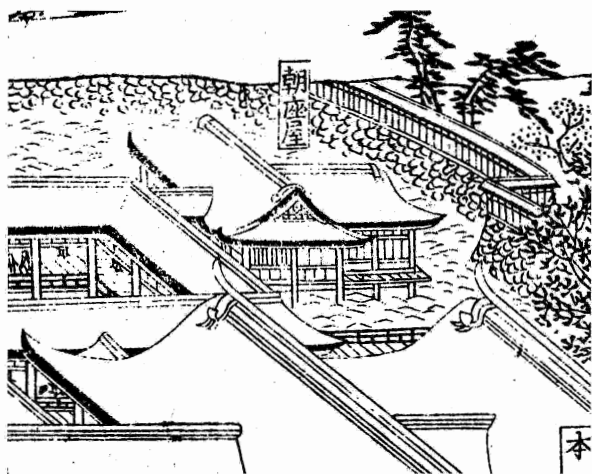


図2 「芸州巖島図会」に見える朝座屋

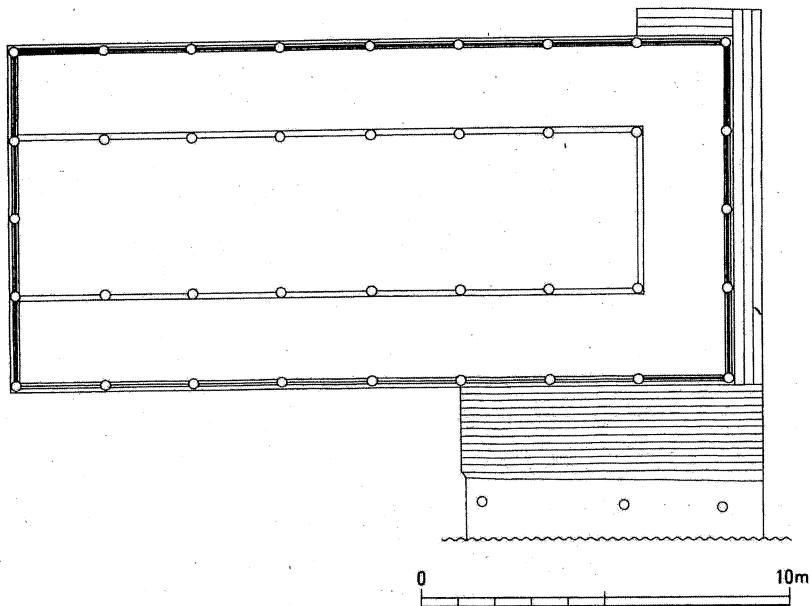


图3 朝座屋现状平面图

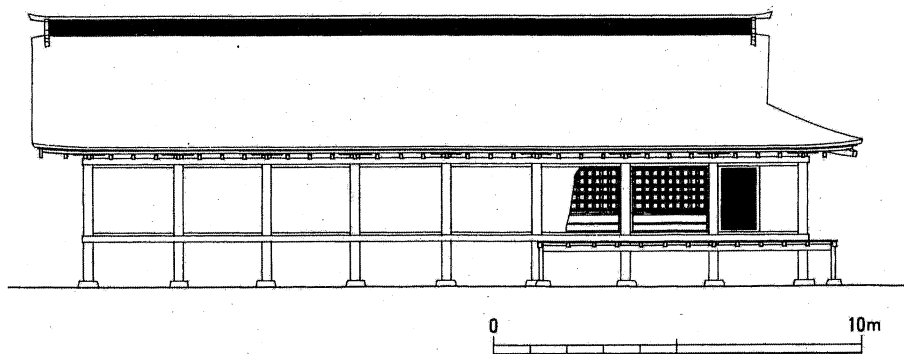


图4 朝座屋现状正面（北面）立面图

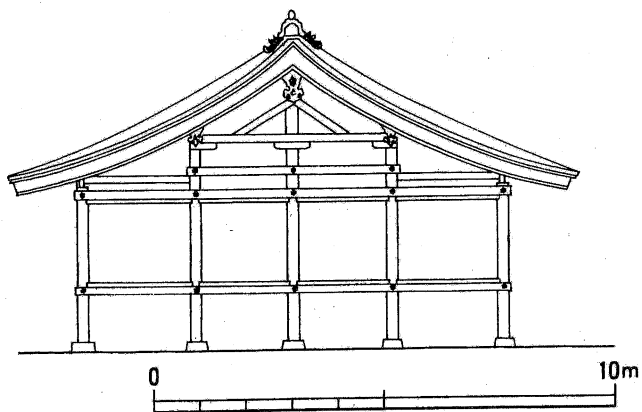


图5 朝座屋现状侧面（東面）立面图

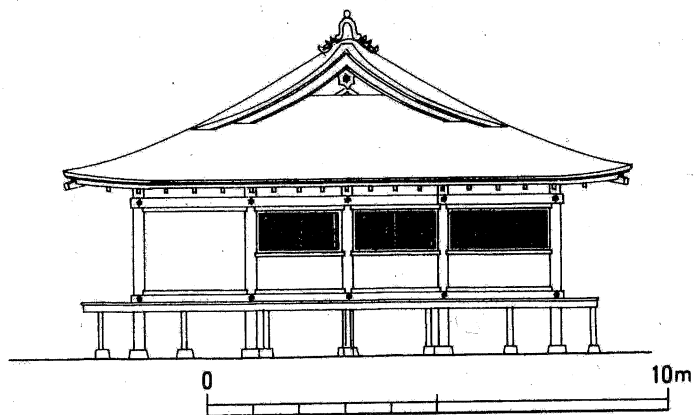


图6 朝座屋现状侧面（西面）立面图

押を廻らせる。身舎梁は、反りのない陸梁とする。梁上は豕扱首とし、天井は張らず木舞裏の化粧屋根裏を見せる。庇境の建具は腰障子を二枚立てとする。庇柱にも、上下に長押を廻らせる。繫梁も陸梁とし、舟肘木と桁の間に通す。北面は、西端一間を舞良戸とする以外は部とし、西面は、北端一間を板壁とする以外は連子窓、南面は東二間を舞良戸とする以外は連子窓とし、東面はすべて板壁とする。

#### 四 仁治度朝座屋の復元

##### (一) 復元史料

以下に、暦仁二年に注進された材木注文のうち、朝座屋部分を抜粋しておく。なお、引用文献中、「」内は朱筆を示す。

##### 「暦仁材木注進状」

##### 一 朝座屋一字 七間二面

「人夫八百人」 柱四十本〔長一丈四尺、口一尺〕

「百二十人」 梁八支〔長一丈九尺、方八寸〕

桁棟十五支内

「四十人」 五支〔長二丈五尺、弘七寸、厚六寸〕

「七十人」 十支〔長二丈二尺、弘厚同之〕

「四十人」 肱木四十支〔長五尺、弘七寸、厚六寸〕

「八人」 鴨居四支〔長一丈一尺、弘七寸、厚六寸〕

「四人」 宇立八支内

二支〔長五尺、弘九寸、厚四寸〕

六支〔長六尺、弘六寸、厚四寸〕

猪子差四支〔長八尺、弘七寸、厚四寸〕

「八人」 垂木六十支〔長一丈四尺、五六、ソリ二寸〕

「百二十人」

「六十人」

「二十人」

「三十人」

「十四人」

「九十人」

「二十八人」

「二十人」

「百三十二人」

「五百六十人」

「五百廿八人」

「八百七十六人」

六支〔長六尺、弘六寸、厚四寸〕

猪子差四支〔長八尺、弘七寸、厚四寸〕

垂木六十支〔長一丈四尺、五六、ソリ二寸〕

母屋垂木六十支〔長一丈、四三寸〕

木舞六十支〔長一丈七尺、四三寸〕

萱頂六支内

四支〔長二丈二尺、弘七寸、厚五寸、六尺ヲイテソリ三寸ソハニ〕

二支〔長二丈二尺、弘厚同之〕

裏板百八十枚〔長一丈三尺、弘一尺二寸、厚八分〕

破風板八枚内

四枚〔長一丈五尺、弘一尺五寸、厚三寸〕

四枚〔長一丈一尺、弘一尺二寸、厚三寸〕

借葺樽二千寸

足固下桁八十支〔長二丈一尺、七六〕

板敷板八十八枚〔長二丈二尺、三寸半〕

長押四十八支内〔二十支、長二丈二尺、方七寸、カタミナシ〕

二十八支、長二丈、方七寸、同之〕

壁板五十板〔長九尺、弘一尺三寸、厚一寸〕

柱貫四十支〔長九尺、弘五寸、厚四寸〕

〔四十人〕 天井縁四十支〔長一丈七尺、方四寸〕

〔三十五人〕 同裏板七十枚〔長一丈七尺、弘一尺一寸、厚八分〕

〔千六百人〕 檜皮八百井

〔百八人〕 立竿五十四支〔長一丈、四五〕

〔二百十人〕 木枕二百十支〔長二丈、四三寸〕

已上

大小材木千百七十三支 檜皮八百井

借葺樽二千寸

〔准人夫五千七百廿八人〕

(中略)

右、太略注進如件、

〔曆仁二〕(嘉禎五を抹消)年正月 日

「曆仁材木注進状」に挙げられたのは、建築用材である。

したがって、建築部材として使うためには、表面の仕上げ削りや材端の継手仕口等の加工が必要となる。本稿においては、角材の幅や成、丸材の直径は五分ずつ削って成形したと推定しておくことにする。また、板材に関しては、幅は使用部位に応じて不要な部分を削り、厚みは五分削るものとしたい。長さについては、それぞれ必要な分を残して、切除したものと考えた。

### (二)仁治度朝座屋の概要

まず、材木注文により復元される仁治度朝座屋の概要を述べておきたい。

「七間二面」で、四十本の柱が注文されていることから、桁行七間・梁間二間の身舎の平側二面に一間通りの庇を付けた平面であることが確定される。板敷とし、「板敷板」(床板)は、「足固下桁」(大引・足固貫・根太)により支えられる。身舎及び庇廻りは「長押」(地長押・内法長押)によって固められ、内法長押下端は「柱貫」(無目鴨居)で隠す。すべての柱上には、「肱木」(舟肘木)を置く。「梁」(身舎梁)上は、妻壁のみ「宇立」(扱首束)と「猪子差」(扱首竿)より成る豕扱首とし、それ以外は「宇立」(棟束)のみとする。「垂木」と「母屋垂木」を配すると、一軒疎垂木となる。「天井縁」及び「同(天井)裏板」が注文されているので、内部には天井を張っていないことが分かる。屋根は、檜皮葺に瓦棟(瓦木等の注文がない)を載せていたと考えられる。また、側廻りに、壁及び建具はなく、開放とする。

### (三)復元の詳細

以下に、平面寸法及び各部材の寸法について、詳しく考察したい。

#### 〔平面〕

先述したように、「七間二面」は、四十本の柱が注文されていることから、桁行七間・梁間二間の平側二面に一間通りの庇を付けた平面となることが確定される。但し、四十本の柱では総柱となり、特に身舎の空間が狭くなるので、身舎の棟通りにおいてその両端部以外は、床までの束であった可能性が高い。



続いて、柱間寸法について検証する。まず、梁間の寸法を求めたい。梁間の柱間寸法を決定する上で最も重要な材木は垂木である。注文された垂木の長さで足りる範囲でなければならず、また、垂木の出が長すぎても、短すぎても不適当となる。身舎垂木の勾配は四寸二分とし、「母屋垂木」（身舎の垂木）として「長一丈」が、身舎梁として「長一丈九尺」が注文されていることにより、身舎の柱間は一丈六尺とするのが妥当であろう。

庇については、先に垂木の出を決定したい。仁治度楽屋において、「長一丈」の「鴨居」（繫梁に対して、「長一丈二尺」の「垂木」が注文されていた。一方、朝座屋では、「長一丈二尺」の「鴨居」に対して、「長一丈四尺」の「垂木」が注文されており、「垂木」の注文がやや長い。これは、垂木の出が関係していると考えられる。そこで、楽屋の四尺よりも一尺長い五尺を朝座屋の垂木の出とするのが穏当であろう。庇の垂木勾配二寸五分に、「長一丈四尺」の垂木を掛けると、庇の柱間は八尺五寸と算定される。

続いて、桁行柱間を求めたい。「壁板」（小壁の板）と「柱貫」（無目鴨居）の注文がともに、「長九尺」であることから、桁行柱間としては、切除分を考慮して、八尺五寸以下が想定されるが、同等の付属社殿である御供屋や粥座屋を参照し、桁行柱間を六尺五寸とするのが、「桁棟」及び茅負の切除分として適当であると考えられる。

以上のことから、桁行柱間は六尺五寸、梁間は身舎を一丈

六尺、庇を八尺五寸として復元を進めていきたい。

### 【軸部】

柱 柱四十本〔長一丈四尺、口一尺〕

注文された柱の員数は、平面規模と合致する。但し、四十本の柱をすべて通常の柱として使うと総柱となり、使用上不便であるので、身舎の棟通りにおいてその両端部以外は、床までの束であったと考えられる。

床高は、現在の朝座屋と同じ四尺とした。また、内法高を付属社殿として最低必要な六尺とし、無目鴨居及び内法長押の成、内法長押・軒桁間の内法を考慮すると、庇柱は一丈一尺四寸五分となる。仕口を控除すると、注文された材木を一尺九寸切除して使うものと算定される。一方、庇の垂木勾配は二寸五分と想定されるので、身舎柱は一丈三尺五寸七分五厘となり、仕口を作り出すと切除分はほとんどない。

そして、「口一尺」から円柱であることが分かり、仕上げに直径を五分削り、直径九寸五分とされる。

梁・繫梁 梁八支〔長一丈九尺、方八寸〕

鴨居四支〔長一丈一尺、弘七寸、厚六寸〕

桁行七間であるので、「梁」すなわち身舎梁は八支必要であり、注文された員数に合致する。身舎梁間が一丈六尺であり、梁の端（梁尻）を柱真から一尺外に出すことが想定されるので、材木を一尺切り縮めて一丈八尺として使用したものと考えられる。太さは、幅・成ともに五分ずつ削って成形し、七寸五分角とされる。

「鴨居」は現在では、引戸の上部を支える部材であるが、仁治度の厳島神社においては、庇の繫梁を意味する。その繫梁は、四支の注文であることから、庇の両端すなわち妻面のみ配されることが分かる。繫梁は、庇柱上においては梁尻を柱真から一尺外に出し、身舎柱に対しては柱真まで大入れとしたことが想定される。したがって、繫梁の実長は九尺五寸となり、注文された材木を一尺五寸切除することになる。太さは、幅五寸五分・成六寸五分とされる。

身舎梁・繫梁はともに、虹梁形とするには細い材であるので、陸梁としてよいであろう。

各種桁・野棟木

桁棟十五支内〔五支、長二丈五尺、弘七寸、厚六寸〕

十支、長二丈二尺、弘厚同之〕  
 朝座屋の「桁棟」は、軒桁、身舎・庇境の桁及び野棟木を示すものとしてよい。七間二面では、それらは五列必要であり、一列につき「長二丈五尺」を一支、「長二丈二尺」を二支使うものとされる。桁柱間全長は四丈五尺五寸であり、それに、側柱真から蟻羽の破風板の内面までの長さ四尺八寸七分五厘の両蟻羽分を足すと、「桁棟」の総長は五丈五尺二寸五分となる。切除分については、前述した通りである。

反りのない材が注文されているが、茅負に反りが施されていることから、「桁棟」についても反りを施した可能性が高い。反りを考慮し、太さについては、幅・成ともに五寸五分とされる。

地長押・内法長押 長押四十八支内〔二十支、長二丈二尺、方七寸、カタミナシ〕

二十八支、長二丈、方七寸、同之〕

ここに挙げられた長押は、地長押と内法長押（一部は天井長押を兼ねる）に使用するものとしてよい。地長押としては、桁行方向において、四間に二支（二間に一支ずつ）、三間に一支を使い、梁間方向においては、二間に一支ずつを使う。内法長押としては、桁行方向においては、四間に二支（二間に一支ずつ）、三間に一支を使い、梁間方向においては、身舎に一支、梁間に一支ずつを使うことにしたい。

まず、地長押は、身舎と庇を合わせた四周に廻らせる。すなわち、桁行方向に六支、梁間方向に四支を使う。内法長押は内外より挟むので、身舎廻りにおいて、桁行方向に十二支、梁間方向に四支を使い、庇廻りにおいては、桁行方向に十二支、梁間方向に八支を使う。以上に挙げた地長押及び内法長押の総計は四十六支となる。注文された長押が二支余るが、予備であろう。なお、注文において、「長二丈二尺」と「長二丈」の二種の長さが注文されているが、短い方は社殿内部に使うものと考えられる。

太さは、幅・成ともに五分ずつ削った六寸五分の角材から長押に不要な部分を切除し、直角三角形に近い台形断面としていたものと想定される。材木注文に記された「カタミナシ」とは、片方の身がない、つまり、この台形断面のことを示していると考えられる。

無目鴨居 柱貫四十支〔長九尺、弘五寸、厚四寸〕

「柱貫」は、現在では頭貫の異称であるが、注文された材を頭貫とするには細すぎる。ここでは、柱を挟む内法長押どうしの下端の隙間を隠す貫状の部材がないので、それに相当するものと考えられる。また、柱貫という名称より柱を貫き柱どうしを固める貫が想像されるが、長さが九尺しかないのので、無目鴨居とするのが妥当であろう。無目鴨居を配すべき柱間は、桁行方向に二十八間分、梁間方向に八間分ある。すべての柱間は、注文された無目鴨居の長さで賄うことができるので、合計三十六支を使うものとされる。四支余るが、予備であろう。

桁行柱間では、注文された長さを柱間の内法の五尺五寸五分(柱真々間の六尺五寸より柱径九寸五分を減じた値)として使う。総長は、遣返とする一寸五分を加えた五尺七寸となり、三尺三寸切除するものと算定される。以下同様とすると、身舎梁間においては、注文された長さを七尺五分とし、仕口を控除すると、一尺八寸切除することになり、庇梁間においては、七尺五寸五分とし、一尺三寸切除して使うものと考えられる。

太さは、幅三寸五分・成四寸五分とされる。

壁板 壁板五十板<sup>22</sup> 長九尺〔弘一尺三寸、厚一寸〕

壁板は、平側の内法長押と桁の間及び妻側の内法長押と梁(繫梁も含む)の間の小壁及び妻壁に配すものである。小壁が嵌る柱間は、無目鴨居と同じく三十六間分ある。一間につき

一枚を配すものと考えられるので、残る十四枚は妻壁に使うものと考えられる。

桁行柱間では、注文された長さを柱間の内法の五尺五寸五分として使う。総長は、決入分を左右合わせて一寸と想定すると、五尺六寸五分となり、三尺三寸五分切除するものと算定される。同様に、身舎梁間においては、注文された長さを七尺五分とし、仕口を控除すると、一尺八寸五分切除することになり、庇梁間においては、七尺五寸五分とし、一尺三寸五分切除して使うものと考えられる。

断面の大きさは、幅は一寸切除し<sup>23</sup>、厚みは五分削って使うので、幅一尺二寸・厚五分とされる。

#### 【軒・妻飾及び小屋組】

豕扱首・棟束 宇立八支内 二支〔長五尺、弘九寸、厚四寸〕

六支〔長六尺、弘六寸、厚四寸〕

猪子差四支〔長八尺、弘七寸、厚四寸〕

「猪子差」はイノコサスと読み、現在、豕扱首と書く。「宇立」八支に対して、「猪子差」四支であることから、豕扱首とするのは妻壁のみであることが分かる。すなわち、長さの異なる二種の「宇立」のうち、短い方が扱首束に、長い方が棟束に相当する。妻壁のみを豕扱首とするのは、内部に天井を張り、身舎梁等が小屋の内部となることに起因している。

棟束は、二尺九寸八分五厘(身舎梁と棟木の内法寸法)として使う。上下に柄を作り出すものと想定され、その仕口を含めると、三尺六寸八分五厘となり、二尺三寸一分五厘切除し

て使うことになる。小屋内となるので、注文された材木をそのまま使うものと考えられ、幅六寸・厚四寸とされる。一方、扱首束は、一尺七寸四分五厘とし、上下の柄<sup>⑧</sup>を含めると、二尺四寸八分五厘と算定され、二尺五寸一分五厘切除して使うものとされる。幅と厚みを五分ずつ削って成形し、幅八寸五分・厚三寸五分とされる。

扱首竿は、六尺三分程とし、棟束と同様の柄を下に作り出すものと考えられるので、総長は六尺四寸二分程となり、一尺五寸八分程切除することになる。幅と厚みには、仕上げ削りを施し、幅六寸五分・厚三寸五分とされる。

化粧垂木・野垂木 垂木六十支〔長一丈四尺、五六、ソリ二寸〕

母屋垂木六十支〔長一丈、四三寸〕

「曆仁材木注進状」に挙げられた他の社殿と同様に、長さの異なる二種の化粧垂木が注文されている。長さ及び反りの有無により、「垂木」は、軒桁に掛かる化粧垂木に、「母屋垂木」は身舎・庇境の桁と棟木に掛かる化粧垂木に相当するものと考えられる。但し、朝座屋は、身舎に天井を張るので、「母屋垂木」は小屋内にある野垂木となる。

切妻造であるので、両流れに均等に割り付けられる。片流れにつき三十支ずつ使うことができるが、一間を三支割とし、鯉羽を二支分とするのが、唯一可能な垂木割と考えられる。その場合、片流れにつき二十四支、両流れでは四十八支を使うことになり、十二支余るが、予備であろう。

先述したように、「母屋垂木」の垂木勾配は、仁治度楽屋

に倣い四寸二分としたので、注文された材木を八尺六寸七分程とし、上下に継手を作り出すため、総長は九尺三寸八分程となり、六寸二分程切除して使うことになる。太さは、小屋内となるのでそのまま使い、幅三寸・成四寸とされる。

一方、「垂木」は、一丈三尺八寸六分程とし、仕口を控除すると、ほとんど切除分はない。太さは、幅・成ともに五分ずつ削って成形し、幅四寸五分・成五寸五分とされる。

茅負 萱負六支内 四支〔長二丈二尺、弘七寸、厚五寸、六

尺ライテソリ三寸ソハニ〕

二支〔長二丈二尺、弘厚同之〕

「萱負」は、茅負に相当する。朝座屋は切妻造であるので、茅負は片流れにつき一列ずつ必要である。ここでは、全部で六支あり、一列に三支を使うことが分かる。注文された六支のうち、四支に反りがあるので、中央部に反りのない材木を、両端部に反りのある材木を使う。「六尺ライテソリ三寸ソハニ」と記されているので、「ソハ」(側)すなわち端部から六尺までの間に三寸の反りがあるものと考えられる。

茅負は、「桁棟」と同長の五丈五尺二寸五分が必要である。したがって、一支を一丈八尺四寸一分程とし、一尺の継手を控除し、端部に使うものは三尺九分程、中央に使うものは二尺五寸九分程切除して使うことになる。

太さは、幅四寸五分・成六寸五分として、中世の茅負であるので、そこから入隅に切り取ったし字形断面としていたであらう。

木舞 木舞六十支〔長一丈七尺、四三寸〕

木舞も、「桁棟」と同様の長さが必要である。桁行方向の虻羽を含めた総長は五丈五尺二寸五分である。この総長五丈五尺二寸五分には、注文された木舞が四支必要である。なお、身舎内部には天井を張るので、木舞は必要ない。したがって、木舞は庇と虻羽にのみ必要である。庇部分には、片流れにつき六列、二十四支を使い、両流れで四十八支使用する。また、身舎の虻羽は、片流れにつき四列、両流れで八列で、残った十二支の材木を必要な長さに切除して使うものと考えられる。

総長五丈五尺二寸五分を注文された「長一丈七尺」の木舞四支で繋ぐので、その一支を一丈三尺八寸一分程として使い、三尺一寸九分程切除して使うことになる。

太さは、幅・成ともに五分ずつ削って成形し、幅三寸五分・成二寸五分となる。

垂木裏板 裏板百八十枚〔長一丈三尺、弘一尺一寸、厚八分〕  
垂木裏板は、虻羽の身舎部分の化粧垂木上及び庇の化粧垂木上<sup>②</sup>に使用される。虻羽の出は五尺とされたので、虻羽において、身舎の片流れにつき五枚、庇の片流れにつき五枚を配し、両虻羽で注文された垂木裏板が総計四十枚必要である。一方、庇の化粧垂木上においては、その残りの百四十枚、すなわち、片流れにつき七十枚使うことができる。

虻羽の身舎部分では、注文された垂木裏板を八尺八寸八分程として、四尺一寸二分程切除して使うことになる。庇にお

いては、一丈三尺程とし、切除分はほとんどない。

また、桁行柱間の総長は四丈五尺五寸である。そこに、「弘一尺一寸」の裏板を七十枚配すと、一枚当たりの幅が六寸五分程となり、継手を控除して三寸五分程切除して使うものと算定される。厚みは、五分削ると、注文された厚みが半分以下になるので、特例として四分としておく。

破風板 破風板八枚内 四枚〔長一丈五尺、弘一尺五寸、厚

三寸〕

四枚〔長一丈一尺、弘一尺二寸、厚三寸〕

朝座屋は切妻造であるので、破風板は両端に同数が必要である。化粧垂木と同様に長さの異なる二種の材木が注文されており、長い材は「垂木」の位置に、短い材は「母屋垂木」の位置に対応することが分かる。それぞれ化粧垂木よりも一尺長い材木が注文されている。これは、垂木よりも破風板の出が少し長く、また、反り増しするためであると考えられる。反りのない材木から反りを作り出すには、少し長く、幅の広い材が必要である。

成形した破風板の幅は一律ではないが、端部の最も広い所で一尺二寸程、中心部辺りの最も狭い所で八寸六分程となる。厚みは二寸五分とされる。

野垂木 立竿五十四支〔長一丈、四五〕

「曆仁材木注進状」において、「立竿」は小屋を持つすべての社殿に挙げられており、また、それぞれ注文の最後の方に

記される。その長さから推測すると、野垂木としてよいであろう。

野垂木は、片流れに三支を繋いで使い、九列（両流れで十八列）を配することができる。小屋内の部材であるので成形せず、太さはそのまま幅四寸・成五寸とされる。

**野屋根の木舞** 木枕二百十支〔長二丈、四三寸〕

「曆仁材木注進状」において、「木枕」は必ず「立竿」とともに挙げられており、野屋根内の材木であることが想定される。野垂木の上であり桁行方向に渡される部材であろう。その名称により、木製の枕（飼物）が類推され、その上に葺かれる土居葺柿板の枕、つまり野屋根の木舞を指している可能性が高い。

野屋根の木舞は、一列に総長五丈五尺二寸五分が必要であり、注文された長さでは一列につき、三支使うものとされる。したがって、七十列を配すことになる。

小屋内の部材であるので成形せず、太さはそのまま幅四寸・成三寸とされる。

**土居葺柿板** 借葺樽二千寸

「借葺樽」は、檜皮を葺くための仮葺、すなわち土居葺き用の柿板を示す。その土居葺用の柿板は、員数を記さずに「二千寸」としている。これは、厚さの合計が二千寸になることを示している可能性がある。

【床】

大引・足固貫・根太 足固下桁八十支〔長二丈二尺、七六〕

朝座屋において「足固下桁」は、梁間方向の大引、桁行方向の足固貫及び根太をすべて含む床下の部材を表す。まず、大引は梁間方向の各柱列に一列ずつ配する。「長二丈一尺」の注文であるので、一列につき二支を繋いで使い、合計十六支が必要となる。また、足固貫は、桁行方向の各柱列に一列ずつ配する。注文された材木を一列につき三支繋いで使うものと考えられるので、合計十五支が必要となる。残りを根太に使うことができるが、一列につき三支使うので、最大十六列を配することができる。その場合四十八支を使うことになる。一支余るが、予備であろう。

大引は、一支を一丈六尺五寸として使い、注文された長さを四尺五寸切除して使うことになる。足固貫及び根太については、一支を一丈五尺一寸六分程として使い、五尺八寸四分程切除して使うものと算定される。

太さは、床下の部材であるので、幅六寸・成七寸とされる。

**床板** 板敷板八十八枚〔長二丈二尺、三寸半〕

板敷板は、梁間方向に敷いていく。「長二丈二尺」の注文であるので、梁間方向に二枚ずつ使い、一枚を一丈六尺五寸として使うことになる。

また、桁行柱間総長四丈五尺五寸を四十四枚で割りつけるので、一枚は一尺三分程となる。注文にある「三寸半」については判断としない。厚さは他の社殿を参照して、一寸五分としておく。

【造作】

舟肘木 舷木四十支〔長五尺、弘七寸、厚六寸〕

「舷」は「肘」の異体字である。ほかに組物の材は注文されていないので、この「舷木」は舟肘木を示すものとしてよい。

舟肘木は、注文された員数により、妻における身舎の中央柱を除く柱上と豕扱首上に配すと考えられ、三十四支必要となる。四支余るが、予備であろう。

舟肘木の長さは、柱間寸法との比率<sup>⑤</sup>により、「長五尺」を三尺三寸とし、一尺七寸切除して使うものと算定される。太さは、中央部分で幅五寸五分・成六寸五分とされる。

天井廻縁・格縁 天井縁四十支〔長一丈七尺、方四寸〕

「天井縁」は、天井廻縁と格縁<sup>⑥</sup>を示すものと考えられる。垂木裏板が庇分のみであったことから、天井が張られるのは身舎のみとしてよい。

まず、天井廻縁は、梁間方向に一支、桁行方向には三支を繋いで一列とする。したがって、八支必要となる。残り三十二支は格縁に使うことができる。格縁により、桁行の各柱間は二つ割、梁間は両端を割り余りとした五つ割とすれば、それぞれ十三支、十五支を使うことになる。残る四支は予備であろう。

梁間方向において使う場合は、注文された材木を一丈五尺五分として使い、桁行方向においては、一丈四尺八寸五分として使うものとされる。

太さは、幅・成ともに三寸五分とし、下角に八分の面を取ることにした。

天井裏板 同(天井)裏板七十枚〔長一丈七尺、弘一尺一寸、厚八分〕

天井裏板は、注文された「長一丈七尺」を梁間方向に一枚ずつ張っていく。「長一丈七尺」を一丈五尺二寸五分とし、一尺七寸五分切除して使うものとされる。また、幅の全長は、四丈四尺七寸五分となるので、これを七十枚で割ると、一枚当たりの幅は六寸四分程となる。したがって、継手を控除すると、一枚につき三寸六分程切除することになる。厚みは、仕上げに五分削ると、注文の半分以下になってしまうので、特例として、四分としておく。

### 〔屋根〕

檜皮 檜皮八百井

廻廊の檜皮の項には「五尺井繩」とあり、五尺の繩で括って一束としていたと考えられた。ここではその記述がないが、同じ檜皮を注文するので、同じ方法で数えられた単位としておく。したがって、五尺の繩で括って八百束分が必要であったと考えられる。

### 〔不足材木〕

裏甲

裏甲は屋根を葺くために必要であるが、ここではその注文が記されていない。それゆえに、幅七寸・成一寸五分の太さで、桁行の蠅羽まで含めた総長五丈五尺二寸五分の裏甲を復元図に付けることにした。

懸魚

通常、破風のある社寺建築には懸魚が付く。朝座屋は、付属社殿ではあるが、比較的規模が大きく、さらに内部に天井を張ることから、猪目懸魚であった可能性が高い。

#### 【大棟】

「曆仁材木注進状」は、材木を注文している文書であるため、瓦製の棟の注文はない。ここでは、瓦木の注文がないので、大棟が瓦棟であったと判断できる。大棟の端部は、京都地方では檜皮葺の建築のほとんどが獅子口を用い、瓦葺の建築には鬼瓦を用いるので、獅子口を付けていたものと考えられる。

#### (四) 仁治度朝座屋の形式

以上の考察結果より復元された仁治度朝座屋の形式を改めて述べておきたい(図7-12参照)。

桁行七間(柱間六尺五寸)・梁間二間(柱間八尺)の身舎の平面二面に一間(柱間八尺五寸)通りの庇を付けた平面とする。礎石建とし、円柱を据える。梁間方向に大引、桁行方向に足固貫及び根太を配し、床板を支える。身舎廻りと庇の側廻り三面に内法長押を打ち、その下端は無目鴨居で隠す。妻における身舎中央柱を除くすべての柱上には舟肘木を置く。梁は舟肘木と桁の間に通す。身舎梁上は妻壁にのみ肘木を載せた豕扱首を置き、それ以外は棟束とする。身舎は格天井を張り、庇は化粧屋根裏とする。一軒疎垂木とし、軒先には反りを付ける。化粧垂木上には、茅負・木舞を載せ、垂木裏板を張る。野屋根は、野垂木と木舞から成る。柿板の土居葺とし、檜皮を葺く。大棟は、瓦棟とし端部を獅子口とする。破風の押み

には、猪目懸魚を付ける。また、柱間には板壁や建具等は設けず、開放とする。

#### 五 仁治度朝座屋の特色

仁治度朝座屋の基本的な構造形式、すなわち、組物を簡単な舟肘木とすること、陸梁とすること、繫梁は庇の両端部のみ架けること、一軒疎垂木とすること、柱間を開放とすることなどは、「曆仁材木注進状」により復元される他の付属社殿と共通する。

但し、身舎に天井を張ることは、「曆仁材木注進状」に挙げられた仁治度付属社殿において珍しい。祓殿を除いて海上の付属社殿では唯一であり、陸上社殿を含めても、仏教建築である夏堂(後の本地堂)及び鐘楼のみである。これは、仁治度社殿の中で、朝座屋が、本社及び客神社の主要社殿(本殿・拜殿・祓殿)に次ぐ格式であったことを如実に示しているものとしてよい。さらに、注文された柱が「口一尺」と太いことから、その格式の高さが裏付けられる。

また、天井裏となる小屋の構造にも注目される。身舎の天井板より上の空間は、人目に触れることはない。野梁上に小屋束を立て、その上に野棟木を渡し、野垂木を掛ければ野屋根は完成する。しかし、復元された朝座屋では、まず、野梁の上に束を配し、棟木を載せ、その棟木と身舎・庇境の桁に垂木を掛けた仮小屋を作り、さらにその上に野屋根を設



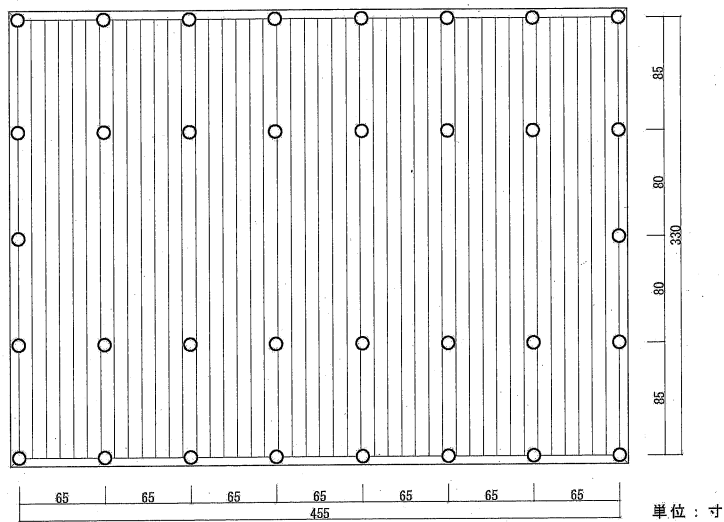


图7 朝座屋復元平面圖

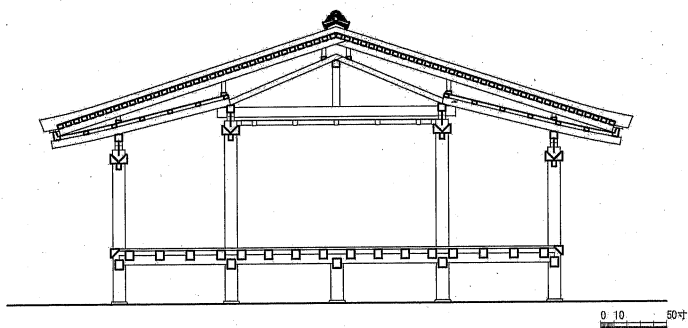


图8 朝座屋復元梁間断面圖

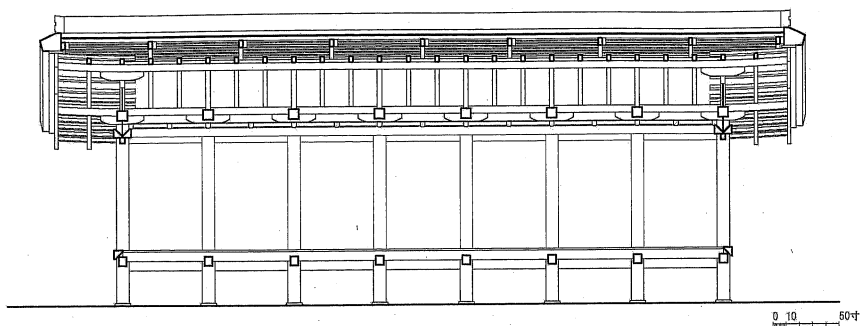


图9 朝座屋復元桁行断面図

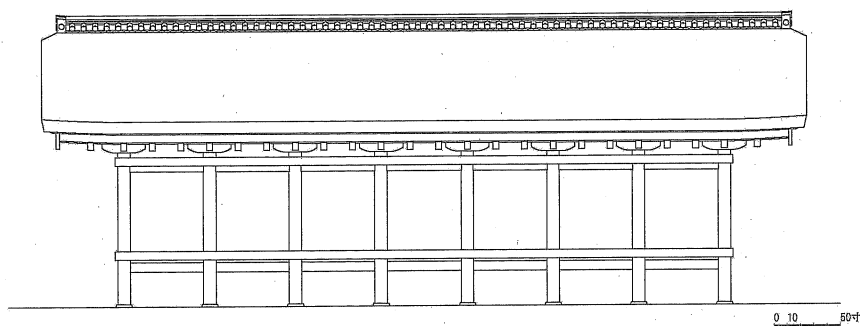


图10 朝座屋復元正面立面図

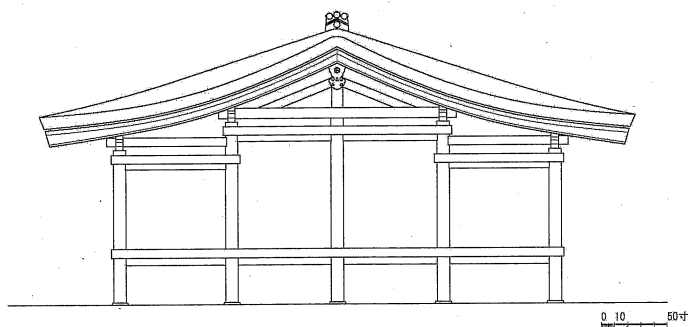


图11 朝座屋復元側面立面図

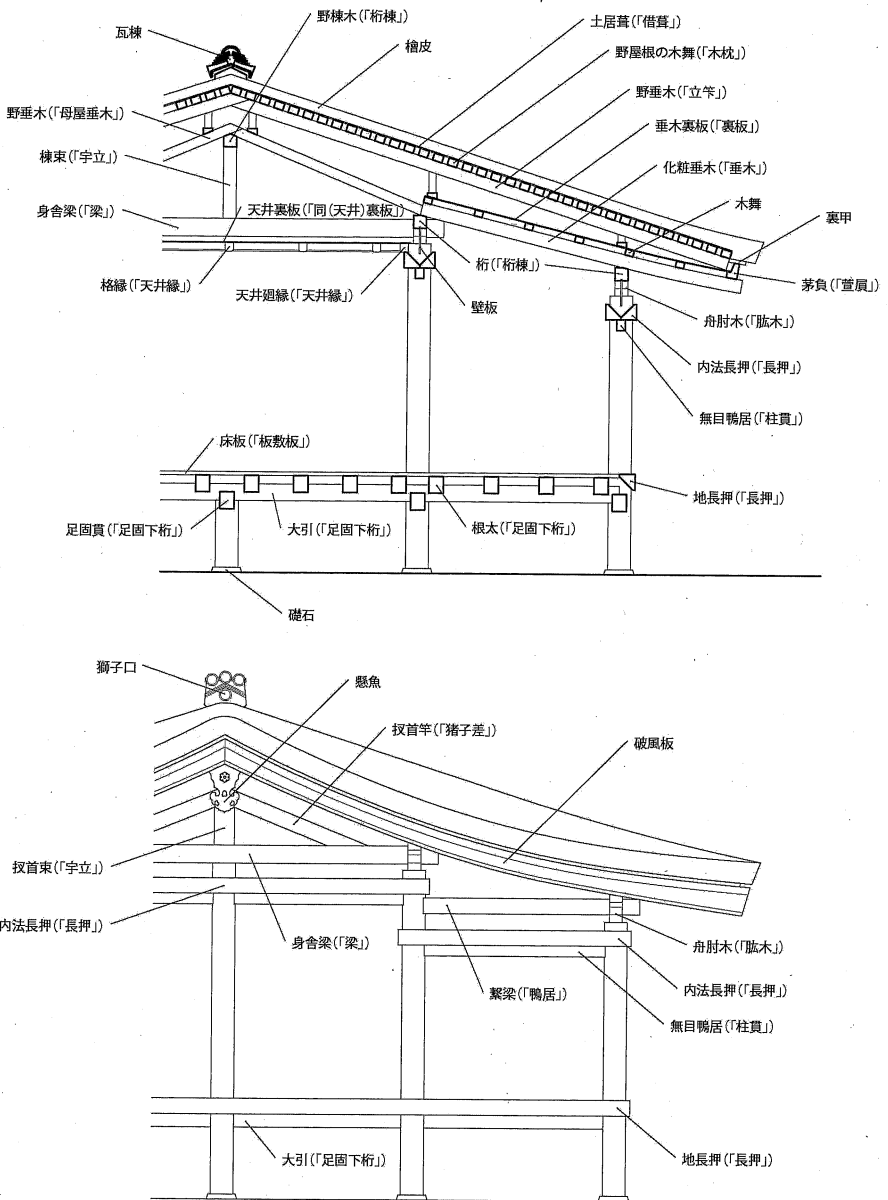


図 12 建築部材名称 (「」内は「曆仁材木注進状」による)

けて屋根を葺く。これは、現存遺構に間々見られる構造ではあるが、仁治度朝座屋においても用いられていたことが、古文書において実証されたことになる。

さて、現在の朝座屋と比較してみると、西妻側に庇一面が増築され、それに伴い西面が入母屋造となったこと、また、側廻りや身舎・庇境には、葎や舞良戸、連子窓や板壁が設けられたことなどの変化が見られる。それ以外にも、格式の高さを示していた天井は撤廃され、身舎・庇ともに化粧屋根裏とすること、一部に縁を廻らせることなどの違いがある。しかし、太い円柱に、反りのない陸梁を架け渡し、組物は舟肘木とし、一軒疎垂木とすること、妻飾を豕叔首とすることなど、仁治度の基本的な構造形式は、現在まで確実に伝えられているとしてよい。特に、外観については、片側が入母屋造となったことや柱間装置の導入はあるものの、仁治度と大きく変わるものではない。

すなわち、現在の朝座屋は、仁治度の姿を忠実に再現しているとは言い難いが、仁治度の基本的な構造形式を軸としながら、天井の撤廃や庇の付加及び建具の導入等が行われたものと考えられる。

なお、仁治度には、陸上と朝座屋を繋ぐ廊下として、後方に朝座待屋が存在していた。後世に廻縁が設けられたのは、四面を板壁や建具で囲われた朝座屋内部を通らずに、朝座待屋に行くためとするのが穏当であろう。

## 六 結語

復元の結果、仁治度朝座屋は、太い円柱を立て、身舎には天井を張るといふ、格式の高い意匠が取り入れられていたことが確認され、本社及び客神社祓殿以下の付属社殿において、最も高い格式を呈していたことが判明した。

そして、現在の朝座屋は、仁治度以降、西庇の付加や柱間装置の導入、天井の撤廃等が見られるものの、仁治度の構造形式を大きく損ねることなく存続している、社殿構成上や社頭景觀上において重要な建築であると評価することができ

### 〔註〕

(1) 間面記法とは、平安時代から南北朝時代にかけて使用された建物の規模を表記する方法である。間面記法については、三浦正幸「間面記法の運用に関する考察」(『仏教芸術』第二七〇号、毎日新聞社、平成十五年)を参照されたい。

(2) 福山敏男は、「厳島神社の社殿」(『日本建築史研究』、墨水書房、昭和四十三年、所収)において、仁治度朝座屋は、「7×2間の母屋の前後に庇をつけた柱間開放の建物で、柱上に舟肘木をおき、梁上に宇立を立て、妻にだけ宇立と叔首を組み、軒は一軒で疎垂木、木舞裏で、母屋柱上で垂木を折り、破風も腰の折れた曲線を描くものであったと推定される。(中略)仁治度の構造形式をよく保って元和以前に改造拡張されたものであろう。」

と述べている。

- (3) 福山は、幕末に広島藩によって編纂された『芸藩通志』巻十九所収の曆仁二年(一二三九)「未造分屋々材木檜皮注進」を復元史料としている。この文書は、本稿で使用する「伊都岐島社未造分屋材木等注進状」の部分的写本であり、原本にあった材木寸法が省略され、後半も欠落している。福山は建築部材名称とその員数のみにより考察せざるをえなかった。

- (4) 新出厳島文書一二三(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収)

- (5) 山口佳巳「仁治度厳島神社朝座屋の復元考察」(二〇〇七年度中国四国歴史学地理学協会大会)

- (6) 史料通信叢誌第壹編厳島誌所収文書一(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収)

- (7) 但し、梁間は一問であった可能性もある。問面記法については、三浦論文(註1参照)に詳しい。

- (8) 浅野忠允氏旧藏厳島文書二(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収)

- (9) 「曆仁材木注進状」(註4参照)による。

- (10) 「伊都岐島社神官等申状案」(新出厳島文書一〇三、『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収)の異本である仁治元年(一二四〇)の「伊都岐嶋社内外宮造畢并未造殿舎注進状案」(厳島野坂文書一八六一、『広島県史』古代中世資料編Ⅱ、昭和五十一年、所収)に「造畢分」として「朝座屋一字、七間二面」とあることによる。

- (11) 大願寺文書・町史五九九(『宮島町史』特論編・建築、平成九年、所収)

- (12) 「厳島社間数目録」(大願寺文書・町史四五二、『宮島町史』特論編・建築、平成九年、所収)にも全く同じ寸法が記されている。「大宮及諸堂社明細建立図」の記述を参考にしたものと考えられる。なお、この「間」は柱間数を表すものではなく、六尺五寸の実寸法を表すもので、したがって間以下に尺の端数が記されている。

- (13) また、「あはら一軒、ひしき作、上下長押、屋祢こけら、妻入もや」とあることから、疎垂木一軒で、組物は舟肘木とし、上下に長押を廻らし、柿葺、入母屋造としていたことが分かる。但し、入母屋造としているのは、西面の屋根形式のみを記しているであろう。

- (14) 仁治二年(一二四一)四月の「伊都岐島社神官等申状案」(註10参照)には未造社殿として、「朝座侍屋一字、三間二面」と挙げられており、寛元元年(一二四三)十一月の「安芸国司庁宣案」(新出厳島文書一〇七、『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収)には造営済み社殿として、「同(朝座)侍屋一丁(ママ)」と記されていることによる。

- (15) 朝座侍屋の復元については、山口佳巳・三浦正幸「厳島神社廢絶社殿の復元的研究―仁治度再建社殿について―」(『内海文化研究紀要』第三四号、広島大学大学院文学研究科附属内海文化研究施設、平成十八年)を参照されたい。

- (16) かつて、南面東端より二間に、朝座侍屋が付属していた名残と

考えられる。

(17) 用材寸法から部材寸法を算定する復元方法については、山口佳巳「仁治度厳島神社楽屋の復元的研究」(『建築史学』第五一号、建築史学会、平成二十年)を参照されたい。

(18) 身舎及び庇の垂木勾配については、仁治度楽屋と同様とした。詳しくは、前掲の「仁治度厳島神社楽屋の復元的研究」(註17)を参照されたい。

(19) 「桁棟」は、一列に「長二丈二尺」二支と「長二丈五尺」一支を使うので、ここでは、それぞれ切除分を同じとし、平均値を求めた。桁行柱間を八尺五寸とすると、桁行柱間総長は五丈九尺五寸となり、「桁棟」及び茅負としては六丈九尺五寸(蠖羽の出は、垂木の出〈五尺〉とほぼ同程度が想定されるので、柱真から五尺としておく)が必要となる。その場合、「桁棟」及び茅負は、切除分がないとしても必要な長さに達しない。したがって、桁行柱間を八尺五寸とすることは不可能である。また、桁行柱間を八尺とする場合、「桁棟」は一尺、茅負は切除分をなしとすることになる。茅負の切除分が全くないとは考えにくいので、桁行柱間を八尺とすることもできない。以下同様にして、桁行柱間を七尺五寸とすると、「桁棟」及び茅負は、それぞれ二尺二寸程、一尺二寸程切除することになる。桁行柱間を七尺とすると、それぞれ三尺四寸程、二尺四寸程切除することになる。桁行柱間を六尺五寸とすると、四尺五寸、三尺五寸切除することになる。なお、社殿の格式上、六尺以下の柱間は想定されない。

(20) 仁治度の社殿が現存する本社拝殿や祓殿の床高に、後世の変更はないと考えられることから、他の海上社殿の床高についても、仁治度と現在では同じとしても大過はあるまい。

(21) 現状においても、朝座屋の内法高は六尺である。

(22) 床高(四尺)に内法高(六尺)、無目鴨居の成(四寸五分)、内法長押の成(六寸五分)、内法長押・軒桁間の内法(一尺)を加え、舟肘木の成(六寸五分)を引いた値。

(23) 鎌倉時代に建立された神社の付属社殿において、柱上を舟肘木とするものは現存例が少ないが、桜井神社拝殿(大阪府堺市)が挙げられる。桜井神社拝殿では、梁尻を柱真から一尺外に出すことから、ここではそれに従うことにしたい。

(24) 前掲の「仁治度厳島神社楽屋の復元的研究」(註17)を参照されたい。

(25) 蠖羽の出五尺から、破風板の厚さを引いた値。

(26) 身舎・庇境については、すでに身舎において内法長押を廻らせているので、その一面は除く。

(27) 「枚」の誤記であろう。

(28) 「曆仁材木注進状」により復元される仁治度廻廊の切除分と同寸とした。

(29) 上部の柄は「桁棟」の成と同じ五寸五分、下部の柄は一寸五分程が想定される。

(30) 上部には舟肘木下端までの五寸九分、下部には一寸五分の柄を作り出すものと想定される。

(31) 木舞は、継手を控除する必要がない。

(32) 身舎内部に裏板が必要なのは、小屋内であるためである。

(33) 鎌倉時代の神社付属社殿で組物を舟肘木とする桜井神社拝殿を参照した。桜井神社拝殿の比例(柱間七尺に対し、舟肘木を三尺六寸とする)を柱間寸法六尺五寸の朝座屋に応用し、算定した。

(34) 竿縁天井も想定されるが、注文された員数を配すると、竿縁間の間隔が狭くなりすぎるので、格天井とした可能性が高い。

(35) 小屋内の野棟木(「木枕」とは別に、「桁棟」として注文されている)。

(36) 庇の垂木よりも、成が二寸低い材木が注文されている。

(37) 例えば、東大寺法華堂正堂(奈良市所在。天平十九年(七四七)頃の建立)、法界寺阿弥陀堂(京都市所在。鎌倉時代前期の建立)、長弓寺本堂(奈良県生駒市に所在。弘安二年(一二七九)の建立)が挙げられる。

図2は『芸州巖島図会』(岡田清編、臨川書店、平成七年上梓)、  
 図3、図6は『宮島町史』特論編・建築(平成九年)所収図を転載したものである。